

夢追い人

税の専門家として 事業所をサポートしたい

高木秀輝税理士事務所 所長
大川商工会議所 税務相談所 専担税理士

高木秀輝 さん

住 所…大川市大字向島176012
TEL…094413218635
FAX…094418717477

今月の夢追い人は、高木秀輝税理士事務所の所長であり、大川商工会議所の専担税理士でもある高木税理士にお話を

伺いました。

高木秀輝税理士事務所は、平成23年4月創業。現在は高木先生の他に1名の税理士、13名の職員がいるとのこと。

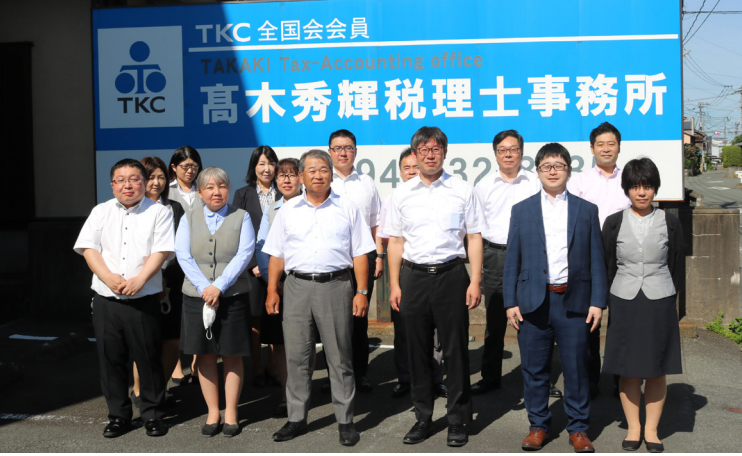
「会計帳簿作成のお手伝いとお客様の経営に関することを一緒に考えて考えること。例えば税金や借入のことなどを一緒に考えて考えるのが主な業務です。商工会議所の業務と近いところがありますが、より会計帳簿から見る専門的な経営のお手伝いをしています」

大川市内に事務所を構えられています。高木先生は大川出身ではないそうです。「出身は小郡市です。実家が建具屋で、父は大川の家具屋で修行をしていたこともあり、幼い頃から父と大川へ行く機会が多かったため、小郡から

大川まで遠いという感覚はなかったですね。大川には少し奇妙なご縁を感じています」

では、高木先生が税理士を目指したきっかけなどはあったのでしょうか。

「会社に勤めるよりも独立して事業をしたいという思いがありました。かといって、父のような職人は性格的に無理かなと。ならば資格を取って独立できる事業をしようと思ったのがきっかけです。そのなかで税理士を選んだのは、働きながら取れる資格だったからです。似たような業種で公認会計士がありますが、そちらは一回で合否が別れる試験です。対して税理士は一科目、一科目取ることができると。最初は一般企業に、その後は小郡の税理士事務所



高木税理士と職員のみなさん





毎月行われている税務相談

に勤めながら税理士資格の勉強に励みました。29歳から税理士事務所勤め始めて、42歳で資格を取得するまで、13年かかりました。働きながらというのは、いま振り返ってみると大変でしたね」

そんな高木先生が税理士として気をつけていることをお伺いしました。

「税金というのは、知らなくて損するなんてことがよくあります。それは極力避けたいし、私達も勉強して知らないことでお客様に損をさせないようにしなければなりません。前向きではないかもしれませんが

んが、特に気をつけていますね。職員にも知っておいてほしいことや注意してほしいところなどを会議の際には必ず伝えるようにしています」

また、高木秀輝税理士事務所として力を入れていることも伺いました。

「開業して5年目の頃にTKC※福岡支部の書面添付委員長になったのがきっかけで、書面添付というものを行っていています。税理士法第33条の2の書面を、法人企業の確定申告書に添付して申告しています。実際の確定申告書の数字だけでは説明できないものを、例えば極端な数字の増減が出た時に、増減に関する事項や理由を説明ができる書面で補っているわけです。提出は義務ではありませんが、その書面の添付を行うことによって、顧問先への税務調査などを減らすことができます」と思っています。

それから届出や申告、納税は、期限が決まっているものが多くあります。顧問先へ毎月訪問させていただくことで、提出漏れ・納付漏れがないようフォローできますし、お客様が要望されていることがわかります。毎月の訪問により帳簿を確認するうえで、そういう部分に気をつけるのが基

本であり、大切なことですね。きちんとフォローしていくことが理想であり、柔軟に対応できるように心がけています」

令和5年10月より消費税の仕入税額控除方式として『適格請求書等保存方式』（以下、インボイス制度）が導入され、またその準備として今年10月より登録申請受付が始まりました。この制度等についても伺いました。

「仕入税額控除の適用を受けるには帳簿や請求書等の保存が必要で、この保存すべき請求書が適格請求書（インボイス）に変わります。インボイスとは売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段で、登録番号や消費税額などの一定事項が記載された書類や電子データをいいます。このインボイスを交付できるのは税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者のみとなります。令和5年10月1日から登録を受けるためには原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。この登録申請書の提出が令和3年10月1日から提出可能です。インボイス制度が一番関心をもっていただきたい方は、現在免税事業者である方や課税売上高が一千万円を上下し

ている事業者じゃないかなと思います。一般消費者を相手とされている事業者は、さほど大きな問題には感じないかもしれませんが、企業の下請けを行っている事業者でインボイスを発行できない事業者の方は取引先より「消費税の仕入税額控除ができないので別のところに頼む」と断られることもあり得ます。インボイス発行事業者にならないことによって、事業が厳しくなっていくこともあり得ますので、慎重に進める必要があります。事業を始めたばかりの方もどうするか考えなくてはいけないことになるかもしれません。起業してまもなく、実際の売上がわからないうちに、課税事業者として登録申請しなければならぬケースも出てくると思います。また登録を受けた後は、事業者免税点制度の適用はありません。つまり基準期間における課税売上高が一千万円以下であっても申告が必要になります。この登録を受けるかどうかは事業者の任意です。そこはあまり理解されていないなど感じています。インボイス発行事業者になるのか、どちらがいいのか。税について重要な選択を迫られています。その登録申請書提出が令和3年10月1日から始まります。

制度運用開始が令和5年10月1日からです。知らないまま損しないように理解していただくことが必要だと感じています。まだご存知ではない事業所に周知していくこと、登録申請に関してトラブルがないようにしていくことが必要だと考えています」

お客様と誠実に向き合われている高木先生。そんな高木先生の夢をお伺いしました。

「お客様にご迷惑をかけないようにすることが出来ればなと思うています。やっぱり知らないで損をさせることはしたくありませんから。それから商工会議所以外にも大川ロータリークラブにも加入しています。開業してまもない頃に、いろんな企業の社長などの知り合いが増えて、関わっていくことの大事さを学びました。地元の間ではないけれど、様々な人との繋がりがあっていいですね。そういったご縁を大切にしながら、お客様の夢の実現へのお手伝いが出てくれば一番いいですね。自分の夢というよりもお客様の夢の実現かな。なによりお客様の夢の利益が出るようになっていくのは嬉しいですし、利益が増えるようお手伝いができる事業所が増えるといいなと思っています」